

銚田市長交際費の支出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市政の円滑な運営を図るため、市長が市の代表として外部との交際のために支出する交際費について、支出区分、支出内容、公表等に関して必要な事項を定め、行政のより一層の透明性を図ることを目的とする。

(支出区分及び支出内容)

第2条 市長交際費は、社会通念上の範囲において支出するものとする。

2 市長交際費の支出区分及び支出内容は、次に掲げるとおりとする。

支出区分	支出内容
1 慶祝	広く市民を対象とした文化又はスポーツの行事、記念式典、祝賀会、壮行会等の祝金等及び地域市民が主催する各種行事等の祝金等
2 弔慰	銚田市と密接な関係にあり又は市政に貢献があった者及びその親族に対する香料等で市長が特に必要と認めたもの
3 見舞	銚田市と密接な関係にあり又は市政に貢献があった者に対する見舞で市長が特に必要と認めたもの また、銚田市及び銚田市と交流等のある自治体の罹災見舞で市長が特に必要と認めたもの
4 会費等	市政運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で会費を必要とする又は飲食を伴う懇談会、研修会等へ参加するための会費 注) 会費等の明示があっても、政治活動(政治資金規正法第8条の2に基づく政治資金パーティーも含む。)に係わるものについては支出しない。
5 協賛金	各種団体の活動の趣旨及び目的に賛同できるものに対し、公共的、公益的なものであるときの協賛金等 ただし、市が補助金を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。
6 接遇	市政運営上、表敬訪問や先進地視察等のために必要な土産及びPR用の地場産品等の購入に要する費用
7 渉外	市政運営上、外部機関との交渉、交際、意見交換及び情報収集等に際し公益上適当と認められるもの
8 その他	上記のいずれにも属さない場合で、市政運営上市長が特に必要と認めたとき

3 前項に定めるものの支出額は別紙のとおりとする。

(支出内容の公表)

第3条 この要綱に基づく交際費の支出区分、支出額等については銚田市のホームページで公表するものとする。なお、公表にあたっては、「銚田市情報公開条例及び個人情報保護条例」の規定に基づき、公表情報に個人に関する情報であって、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあつては、これを除くものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた交際費については、支出することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。